

# 第36期 計算書類

〔 自 2024年4月 1日  
至 2025年3月31日 〕

株式会社 NHKエンタープライズ

## 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>32,456,889</b>	<b>流動負債</b>	<b>13,421,725</b>
現金及び預金	10,099,162	買掛金	9,586,102
売掛金	16,869,912	未払金	711,264
契約資産	109,775	未払法人税等	623,729
商品及び製品	59,299	未払事業所税	21,289
原盤等利用権	1,635,888	未払消費税等	317,595
原材料	39,272	未払費用	199,221
制作勘定	2,270,709	前受金	881,697
前払金	1,161,953	預り金	106,235
前払費用	160,686	預り保証金	1,945
未収入金	6,046	賞与引当金	972,643
立替金	40,553	その他	0
その他	5,228	<b>固定負債</b>	<b>4,277,449</b>
貸倒引当金	△ 1,600	退職給付引当金	3,895,754
<b>固定資産</b>	<b>6,051,888</b>	資産除去債務	320,422
<b>有形固定資産</b>	<b>505,958</b>	その他	61,272
建物	357,338	<b>負債合計</b>	<b>17,699,175</b>
工具器具備品	145,615	<b>(純資産の部)</b>	
その他	3,003	<b>株主資本</b>	<b>20,807,844</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,408,657</b>	資本金	1,608,500
ソフトウェア	1,386,805	利益剰余金	19,199,344
その他	21,852	利益準備金	402,125
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,137,272</b>	その他利益剰余金	18,797,219
投資有価証券	174,293	事業維持積立金	14,600,000
関係会社株式	456,963	映像制作DX積立金	500,000
施設借用保証金	685,853	ユニバーサルサービス高度化積立金	500,000
繰延税金資産	2,120,550	新ECサイト構築積立金	600,000
保険積立金	693,729	繰越利益剰余金	2,597,219
その他	10,727	<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,758</b>
貸倒引当金	△ 4,844	その他有価証券評価差額金	1,776
		繰延ヘッジ損益	△ 17
		<b>純資産合計</b>	<b>20,809,602</b>
<b>資産合計</b>	<b>38,508,778</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>38,508,778</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

# 損 益 計 算 書

〔 自 2024年 4 月 1 日  
至 2025年 3 月 31 日 〕

(単位 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		61,858,038
売 上 原 価		52,267,303
売 上 総 利 益		9,590,734
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,956,201
営 業 利 益		3,634,533
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,808	
受 取 配 当 金	54,587	
雑 収 入	79,501	142,897
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	43,643	
雑 損 失	6,575	50,219
経 常 利 益		3,727,211
税 引 前 当 期 純 利 益		3,727,211
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,104,246	
法 人 税 等 調 整 額	26,899	1,131,145
当 期 純 利 益		2,596,065

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

## 株主資本等変動計算書

（ 自 2024年 4 月 1 日  
至 2025年 3 月 31 日 ）

(単位 千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	利 益 剰 余 金							株主資本合 計
		利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利益剰余金合 計	
			事業維持積立金	映像制作DX積立金	ユニバーサルサービス高度化積立金	新ECサイト構築積立金	繰越利益剰余金		
2024年 4 月 1 日残高	1,608,500	402,125	14,600,000	500,000	500,000	600,000	2,234,945	18,837,070	20,445,570
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当							△2,233,792	△2,233,792	△2,233,792
当期純利益							2,596,065	2,596,065	2,596,065
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動(純額)									
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	362,273	362,273	362,273
2025年 3 月 31 日残高	1,608,500	402,125	14,600,000	500,000	500,000	600,000	2,597,219	19,199,344	20,807,844

	評価・換算差額等			純 資 産 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2024年 4 月 1 日残高	2,140	209	2,349	20,447,920
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,233,792
当期純利益				2,596,065
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動(純額)	△364	△227	△591	△591
当事業年度中の変動額合計	△364	△227	△591	361,682
2025年 3 月 31 日残高	1,776	△17	1,758	20,809,602

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

## 個 別 注 記 表

記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…………… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

##### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

デ リ バ テ ィ ブ …… 時価法

##### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

制 作 勘 定 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原 盤 等 利 用 権 …… 見積回収期間にわたり、会社所定の償却率により償却している。（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 定率法

(リース資産を除く) …… ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法による。

無形固定資産…………… 定額法

(リース資産を除く) …… なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいている。

リース資産…………… 定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

## (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

賞与引当金 …… 従業員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度に対応する支給見込額を計上している。

退職給付引当金 …… 従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生

の翌事業年度から費用処理している。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識している。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における各履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するに応じて）収益を認識する。

当社における主たる履行義務は、以下の通り。

##### ① 番組制作

当社は、ドキュメンタリー、エンターテインメント、アニメーション等放送番組の制作や語版制作等のサービスを提供している。

番組制作に関しては、主に制作物の納品または役務の提供により当社履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識している。

##### ② 映像ソフト販売

当社は、連続テレビ小説や大河ドラマ等を商品化し、映像ソフトとして販売を行っている。

映像ソフトの販売については、契約内容に応じ、約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足した時に認識している。なお、国内

における映像ソフト販売については、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間は通常の期間に収まることから、出荷時点で収益を認識している。

### ③ 権利ビジネス

当社は、番組やキャラクターに関する著作権管理、許諾を行っている。

ライセンスの提供は、(a) 顧客が権利を有している知的財産に著しく影響を与える活動を企業が行うことが、契約により定められている又は顧客により合理的に期待されていること、(b) 知的財産に著しく影響を与える活動が、顧客に直接的に影響を与える、(c) これらの活動により、顧客に財又はサービスが移転しないという要件をすべて満たす場合には、ライセンスをアクセス権として一定期間にわたり売上収益を認識し、いずれかを満たさない場合には、ライセンスを使用する権利（使用権）として一時点で売上収益を認識している。

当社における主なライセンスである番組やキャラクターに関する権利については、通常、顧客に供与した後に当社が知的財産の形態又は機能性を変化させる活動、又はライセンス期間にわたって知的財産の価値を維持するための活動を実施する義務を負わず、上記のいずれの要件も満たさないため、使用権として一時点で売上収益を認識している。

収益のうち、対価を固定対価で受領しているものについては、ライセンス許諾開始日に収益を認識している。対価が、売上高又は使用量に基づき算定されるものについては、原則として、顧客が売上高を計上する時又はライセンスを使用する時点、又は履行義務が充足される時点のいずれか遅い時点で収益を認識している。

権利ビジネスに関する取引は、財又はサービスの提供に当社と顧客以外の当事者が関与している場合がある。当該取引に関しては、当社が当事者として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定を行い、本人としての性質が強いと判断している。そのため、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示している。

### ④ イベント企画・運営

当社は、イベントやシンポジウム・フォーラムなどの企画・運営を行っ

ている。

イベント等の企画・運營業務に関しては、役務の提供により当社履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識している。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① ヘッジ会計の方法

- a. ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理による。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約取引については振当処理を採用している。
- b. ヘッジ手段とヘッジ対象
  - ・ ヘッジ手段 …………… 為替予約取引
  - ・ ヘッジ対象 …………… 相場変動等による損失の可能性がある輸入取引
- c. ヘッジ方針 …………… 当社の行うデリバティブ取引は、原則実需の範囲内で支払円貨額を確定することを目的としている。
- d. ヘッジの有効性評価の方法 …… ヘッジ手段の内容とヘッジ対象の重要な内容が同一であることから、ヘッジ対象の相場変動または、キャッシュ・フロー変動をヘッジ手段が完全に相殺するものと考えられるため、有効性の判定を省略している。

##### ② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当事業年度の期間費用としている。

## 2. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同様の内容を記載しているため、注記を省略している。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) たな卸資産の評価

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	59,299 千円
原盤等利用権	1,635,888 千円
原材料	39,272 千円
制作勘定	2,270,709 千円

##### ② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

原盤等利用権については、見積回収期間における見込売上高に基づく償却率により償却している。事業環境の変化等により、売上高が当初売上計画を下回る場合には損失が発生する可能性があるとともに、見積回収期間の見直しの結果、償却期間を短縮させる場合には、事業年度あたりの償却負担が増加する可能性がある。

その他のたな卸資産については、取得原価で測定しているが、事業年度末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識している。また、営業循環過程から外れて滞留するたな卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定している。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性がある。

たな卸資産の詳細については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 資産の評価基準及び評価方法 ③たな卸資産の評価基準及び評価方法」を参照。

#### (2) 関係会社株式の評価

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	456,963 千円
--------	------------

##### ② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社が保有する関係会社株式の評価基準は原価法を採用しているが、時価のない株式について関係会社の財政状態の悪化により実質

価額が著しく下落した場合には、回復可能性を検討の上、帳簿価額の減額処理を行う。なお、関係会社の業績が悪化した場合、翌事業年度以降の計算書類において関係会社株式に係る評価損が発生する可能性がある。

関係会社株式の詳細については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式」を参照。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）…3,596,687 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

- ① 短期金銭債権 …………… 14,053,165 千円
- ② 短期金銭債務 …………… 1,758,469 千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

- ・売上高 …………… 50,043,473 千円
- ・仕入高 …………… 2,979,190 千円
- ・販売費及び一般管理費 …………… 171,507 千円

② 営業取引以外の取引による取引高

- ・営業外収益 …………… 25,924 千円
- ・その他 …………… 114,284 千円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	6,080 株	—	—	6,080 株

(2) 当該事業年度中に行った剰余金の配当

2024年6月25日開催第35回定時株主総会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	2,233,792 千円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当金額	367,400 円
・ 基準日	2024年3月31日
・ 効力発生日	2024年6月26日

(3) 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当

2025年6月26日開催第36回定時株主総会に、次のとおり付議する予定である。

・ 配当金の総額	3,117,216 千円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当金額	512,700 円
・ 基準日	2025年3月31日
・ 効力発生日	2025年6月27日

## 7. 税効果会計に関する注記

(1) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算した。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は45,903,138円増加し、当事業年度に計上された法人税等調整額が45,926,480円、その他有価証券評価差額金が23,341円それぞれ減少した。

(2) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	297,823 千円
退職給付引当金	1,226,188 千円
たな卸資産評価損	61,885 千円
貸倒引当金	2,016 千円
出資評価損	70,222 千円
その他投資評価損	52,211 千円
資産除去債務	142,468 千円
減損損失	299,434 千円
繰延ヘッジ損益	7 千円
その他	137,714 千円
繰延税金資産小計	2,289,973 千円
評価性引当額	△168,095 千円
繰延税金資産合計	2,121,878 千円

繰延税金負債

グループ通算税率調整	△510 千円
その他有価証券評価差額金	△817 千円
繰延税金負債合計	△1,327 千円
繰延税金資産の純額	2,120,550 千円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用している。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、原則として安全性の高い運用を基本とする資金運用規程に基づき、短期運用の預金と満期保有の公社債等を運用している。また、輸入取引の相場変動リスクを回避するためにデリバティブを利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされている。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としている。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、非上場株式である。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日である。また、営業債務である買掛金は、流動性リスクにさらされているが、当社では月次で資金計画を作成するなどの方法により管理している。

輸入取引におけるデリバティブの執行・管理については、実需に基づいた取引に限って行っている。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていない。

(単位 千円)

	貸借対照表 計上額 (※3)	時価 (※3)	差額
現金及び預金	10,099,162	10,099,162	—
売掛金 (※1)	16,868,312	16,868,312	—
資産計	26,967,475	26,967,475	—
買掛金	(9,586,102)	(9,586,102)	—
負債計	(9,586,102)	(9,586,102)	—
デリバティブ取引 (※2)	(25)	(25)	—

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除している。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示している。

(※3) 負債に計上されているものについては、( ) で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

現金及び預金、並びに売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

#### 負 債

買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

デリバティブ (ヘッジ会計が適用されているもの)

ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりである。

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ 取引の種類	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価
				1年超	
原則的処理	為替予約取引 米ドル買建	買掛金	11千\$	—	(25千円) (※1)
為替予約の 振当処理	為替予約取引 米ドル買建	買掛金	3,212千\$	—	(※2)
為替予約の 振当処理	為替予約取引 ユーロ買建	買掛金	26千€	—	(※2)

(※1) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づいて算定している。

(※2) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載している。

(※3) 負債に計上されているものについては、( ) で示している。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位 千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	174,293
関係会社株式	456,963

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位 千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
親会社の親会社	日本放送協会	被所有 間接100%	放送番組の制作等	放送番組の制作受託(注1)	49,978,270	売掛金	13,835,242
				放送番組の二次使用料等(注2)	1,160,775	買掛金・未払金	984,587

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 放送番組の制作受託料については、市場価格及び総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上で価格を決定している。

(注2) 放送番組の二次使用料等については、日本放送協会の料率設定に基づいている。

(注3) 取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含めている。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位 千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	NHK Cosmomedia America, Inc	所有 直接19.9%	放送番組の制作等	放送番組の制作等(注1)	1,818,414	買掛金・未払金	614,394

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 放送番組の制作料については、NHK Cosmomedia America, Inc. より提示された料金を基に市場価格及び総原価を勘案して、価格を決定している。

(3) 兄弟会社等

(単位 千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社の子会社	株式会社 NHKアート	—	放送番組の 美術制作等	放送番組 の美術制 作委託等 (注1)	1,481,572	買掛金 ・未払金	192,257
親会社の子会社	株式会社 NHKエデュ ケーショナル	—	商品の購入 等	商品の購 入等(注 2)	584,780	買掛金 ・未払金	195,025
親会社の 親会社の 子会社	株式会社 NHKテクノ ロジーズ	所有 直接1.7%	放送番組の 制作技術業 務等	放送番組 の制作技 術業務委 託等 (注3)	3,029,912	買掛金 ・未払金	596,113
親会社の 親会社の 子会社	株式会社 NHKビジネ スクリエイト	所有 直接6.7%	建物の賃借 等	建物の賃 借等(注 4)	627,292	前払費用	47,087
						施設借用 保証金	717,355

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 放送番組の美術制作料については、株式会社NHKアートより提示された料金を基に市場価格及び総原価を勘案して、価格を決定している。

(注2) 商品の購入については、株式会社NHKエデュケーショナルより提示された料金を基に市場価格及び総原価を勘案して、商品ごとに価格を決定している。

(注3) 放送番組の制作技術料については、株式会社NHKテクノロジーズより提示された料金を基に市場価格及び総原価を勘案して、価格を決定している。

(注4) 建物の賃借料については、株式会社NHKビジネスクリエイトより提示された料金を基に市中の不動産賃借価格を勘案の上、交渉により価格を決定している。

(注5) 取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含めている。

10.1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,422,632円 6銭

(2) 1株当たり当期純利益 426,984円 48銭

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社NHKエンタープライズ  
取締役会 御 中

## EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 茂  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 江 村 羊 奈 子  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NHKエンタープライズの2024年4月1日から2025年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社NHKエンタープライズ

監査役会 御 中

## EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 茂  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 江 村 羊 奈 子  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NHKエンタープライズの2024年4月1日から2025年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則及び監査役監査規程等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、リスク管理部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月29日

株式会社 NHKエンタープライズ 監査役会

常勤監査役 行 成 博 巳

常勤社外監査役 大 月 将 幸

常勤社外監査役 海 野 正 一

監査役 高 橋 正 美